

2号 手数料・容器包装の費用

- ▶ 手数料とは「仲介料その他の手数料」のことで、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいいます。ただし、買付手数料は除きます。

加算
する

売手と買手の双方のために輸入取引の成立のための仲介業務を行う者に対して、買手が支払う手数料

加算
する

輸入貨物の売手による販売に関して、その売手に代わり業務を行う者（販売代理人）に対して、買手が支払う手数料

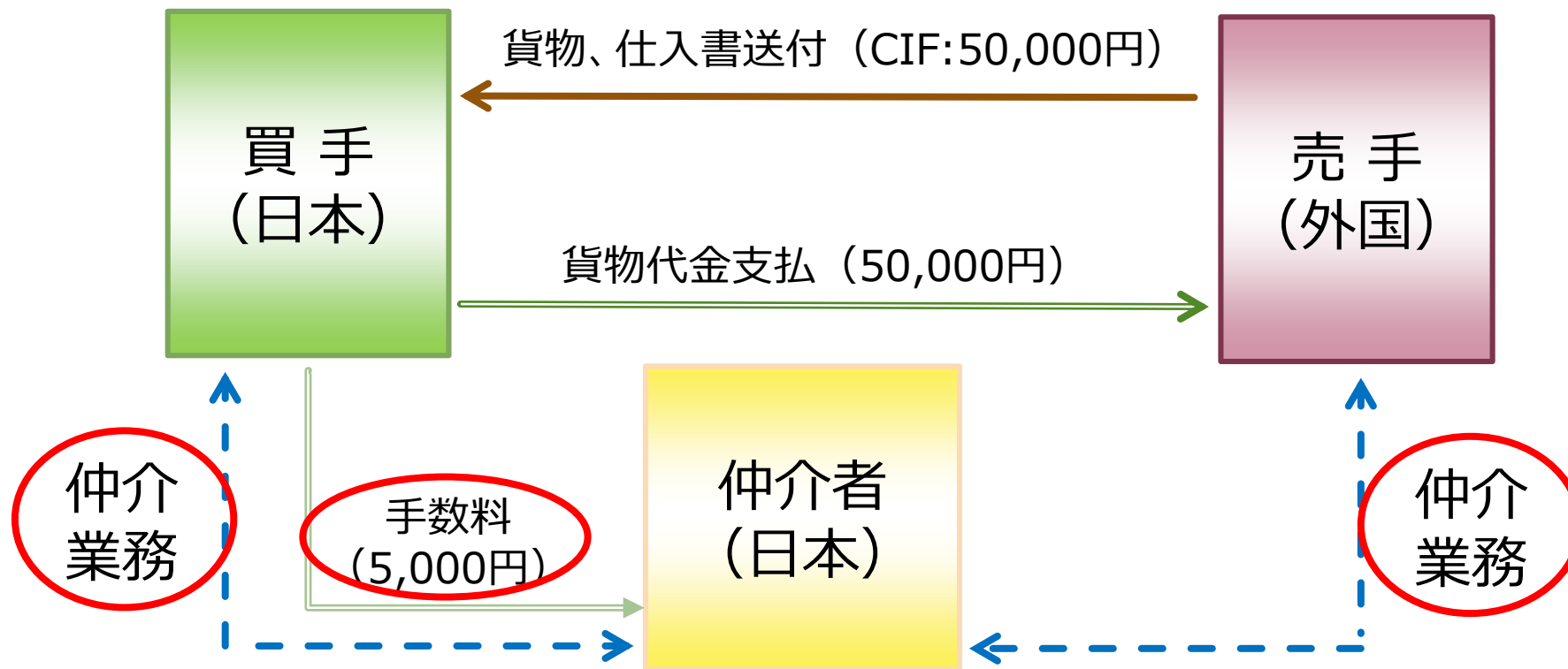
加算
しない

買付けに関し買手を代理する者に対し、その買付けに係る業務の対価として支払われる手数料

仲介料その他の手数料に該当するかどうかは、契約書等に記載されている名称のみで判断するのではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供をしている役務の性質を考慮して判断します。

【事例13】

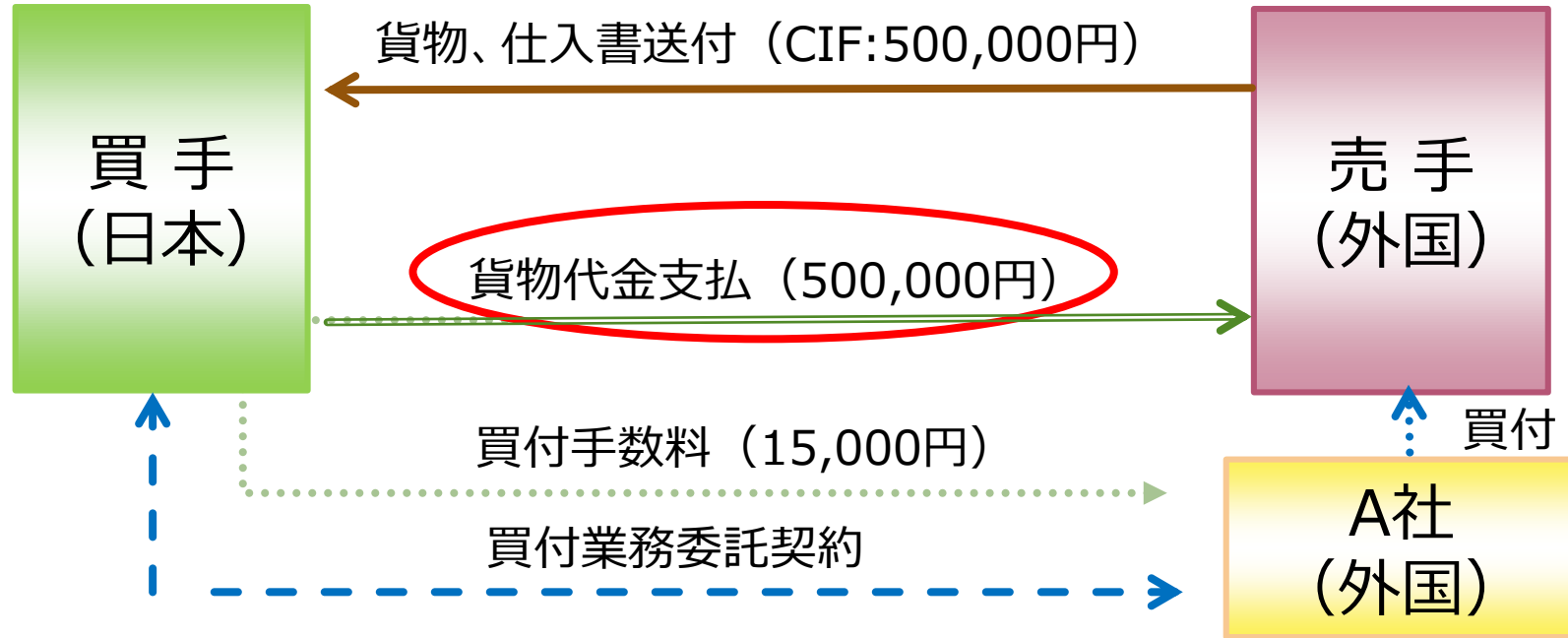
買手が、売手及び買手の双方のために輸入取引を成立させる目的で業務（仲介業務）を行う者に対して手数料を支払っている場合



課税価格 = 〔 仕入書価格 (50,000円) + 手数料 (5,000円) 〕

【事例14】

買手が、買付けに関し買手を代理する者に対し、その買付けに係る業務の対価として支払われる手数料を支払っている場合



課税価格＝〔 **仕入書価格 (500,000円)** 〕

※「買付手数料」に該当するか否かの判断は、契約書等における名称のみによるものではなく、その手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行います。

2号 手数料・容器包装の費用

- ▶ 容器包装の費用とは、輸入取引に関し、買手が負担した輸入貨物の容器の費用又は輸入貨物の包装に要する費用を言います。
- ▶ 輸入貨物の容器
「輸入貨物の容器」には、段ボール等の包装容器の他、写真機用ケース、楽器用ケース、製図機器用ケース等、特定の輸入貨物を収納するために特に製作し又は適合させたものであって、長期間の使用に適し、その容器に収納される輸入貨物とともに提示され、かつ、通常その輸入貨物とともに販売されるもの等が該当します。ただし、再輸入免税等の適用を受ける容器は、「輸入貨物の容器」には該当しません。
- ▶ 輸入貨物の包装に要する費用
「輸入貨物の包装に要する費用」には、包装に係る材料費や包装作業に従事する者に係る人件費等の費用で、買手により負担されるものが含まれます。

これらの容器又は包装が輸入貨物の一部を構成する場合で、当該費用が買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供されたものである場合には、第3号《買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務》に規定する費用に該当するので注意してください。

